

令和4年12月15日開会

令和4年12月16日閉会

令和4年

第4回定例会会議録

(2日目)

小豆島町議会

開議 午後0時58分

○議長（中松和彦君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

昨日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後0時59分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第76号 調停の申立てについて

○議長（中松和彦君） それでは、日程第1、議案第76号調停の申立てについて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第76号調停の申立てについてご説明を申し上げます。

本案は、公共事業のため不動産の任意買収を求める調停を高松簡易裁判所に申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第76号調停の申立てについてご説明させていただきます。

上程議案集の2ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。

1、申立人は、小豆島町長大江正彦、2、調停の相手方は、対象物件の競落人、3、対象物件は、別紙物件目録のとおりでございます。4、申立ての趣旨ですが、対象物件は、競売手続により調停の相手方が競落しており、その競落人に対し、公共事業実施に伴う任意買収を求めるための調停を申し立てるものでございます。5、申立裁判所は、高松簡易裁判所でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。  
藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） この建物なり地積の固定資産税はどなたとんですか。

○税務課長（清水一彦君） 議員の質問にご説明申し上げます。

この建物は、まず、火災により今焼失しておりますが、旧所有者は倒産法人でございます。関係人は全て相続放棄を行っております。よって、税金は、現在のところ不納欠損処理として扱っております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号調停の申立てについては原案どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議員派遣の件について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

## 日程第3 閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（中松和彦君） 次、日程第3から日程第5、閉会中の継続調査の申し出について

を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第3から日程第5を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員会委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員